

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十四号

#### 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「広島県立広島中学校」を「東広島市高屋町」を

広島県立広島中学校

東広島市高屋町

に改める。

広島県立広島叡智学園中学校

豊田郡大崎上島町

別表第二中「広島県立総合技術高等学校」を「三原市本郷南五丁目」を

広島県立総合技術高等学校

三原市本郷南五丁目

広島県立広島叡智学園高等学

豊田郡大崎上島町

に改める。

校

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。